別表第三　地域子ども・子育て支援事業の参酌標準

事項	内容
一　利用者支援に関する事業	利用希望把握調査等により把握した、子ども・子育て支援に係る情報提供、相談支援等の利用希望に基づき、子ども又は子どもの保護者の身近な場所で必要な支援を受けられるよう、地域の実情、関係機関との連携の体制の確保等に配慮しつつ、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
二　時間外保育事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもの保育に係る希望利用時間帯を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
三　放課後児童健全育成事業	小学校就学前子どもに係る保育との連続性を重視し、利用希望把握調査等により把握した放課後児童健全育成事業に係る利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 なお、学年が上がるほど利用の減少傾向があることやおおむね十歳前後までに遊びや生活面で自己管理が可能となる等自立が進むことに留意すること。
四　子育て短期支援事業	利用希望把握調査等により把握した、保護者の疾病や仕事等のやむを得ない理由により家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった期間の実績に基づき、子育て援助活動支援事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
五　乳児家庭全戸訪問事業	出生数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
六　養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業	児童福祉法第六条の三第五項に規定する要支援児童及び特定妊婦並びに同条第八項に規定する要保護児童の数等を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
七　地域子育て支援拠点事業	利用希望把握調査等により把握した、地域子育て支援拠点事業の希望利用日数等に基づき、居宅より容易に移動することが可能な範囲で利用できるよう配慮しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
八　一時預かり事業	利用希望把握調査等により把握した、小学校就学前子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を利用した日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）を含む。）の実績に、今後の利用希望を加えたもの可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
九　病児保育事業	以下のいずれかの方法で設定すること。 一　法第十九条第一項第二号又は第三号に掲げる小学校就学前子どもに該当する子どもの数を病児保育事業の利用可能性がある者と捉えた上で、利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。 二　利用希望把握調査等により把握した事業の利用実績及び利用希望を勘案して、市町村が適切と考える区域ごとに整備されるよう、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
十　子育て援助活動支援事業	利用希望把握調査等により把握した、子どもを一時的に第三者に預けた日数（幼稚園の預かり保育を定期的に利用した場合を除く。）の実績に基づき、一時預かり事業等の他の事業による対応の可能性も勘案しながら、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。
十一　妊婦に対して健康診査を実施する事業	母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第二項の規定による厚生労働大臣が定める望ましい基準及び各年度の同法第十五条に規定する妊娠の届出件数を勘案して、計画期間内における適切と考えられる目標事業量を設定すること。

別表第四　市町村子ども・子育て支援事業計画任意記載事項

事項	内容
一　市町村子ども・子育て支援事業計画の理念等	市町村子ども・子育て支援事業計画に係る法令の根拠、基本理念、目的等を記載すること。
二　産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項	育児休業満了時（原則一歳到達時）からの特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用を希望する保護者が、育児休業満了時から利用できるような環境を整えることが重要であることに留意しつつ、産前・産後休業期間中の保護者に対する情報提供や相談支援等、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
三　子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携に関する事項	児童虐待防止対策の充実、母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進、障害児施策の充実等について、都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を定めること。
四　労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項	仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し及び仕事と子育ての両立のための基盤整備について、各市町村の実情に応じた施策を定めること。
五　市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期	市町村子ども・子育て支援事業計画の作成の時期を定めること。
六　市町村子ども・子育て支援事業計画の期間	市町村子ども・子育て支援事業計画の期間（五年間）を定めること。
七　市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価	各年度における市町村子ども・子育て支援事業計画の達成状況を点検及び評価する方法等を定めること。

別表第五　都道府県子ども・子育て支援事業支援計画必須記載事項

事項	内容
一　都道府県設定区域の設定	都道府県設定区域の趣旨及び内容、各都道府県設定区域の状況等を定めること。
二　各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	一　各年度における教育・保育の量の見込み 別表第六の参酌標準を参考として、各年度における都道府県全域及び都道府県設定区域について、認定区分ごとの教育・保育の量の見込みを定め、その算定に当たっての考え方を示すこと。 二　実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期